各 警 察 情 報 通 信 部 長 各 府 県 (方面)情報通信部長警 視 庁 生 活 安 全 部 長警視庁のサイバーセキュリティ総括責任者警 視 庁 公 安 部 長各 道 府 県 警 察 本 部 長 (参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長警察大学校が特別所以 等察大学校が特別所対策研究・研修か所長警察大学校附属警察情報通信学校長 警察大学校附属警察情報通信学校長 各管区警察局広域調整担当部長 各管区警察局のサイバーセキュリティ総括責任者 各管区警察局のサイバーセキュリティ総括責任者 各管区警察局のサイバーセキュリティ総括責任者
 原議保存期間
 3年 (平成34年3月31日まで)

 有効期間
 一種 (平成34年3月31日まで)

警察庁丁情対発第185号、丁総発第178号 丁備企発第89号、丁情解発第42号 平 成 3 1 年 3 月 2 7 日 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長 警 察 庁 長 官 官 房 総 務 課 長 警 察 庁 警 備 局 警 備 企 画 課 長 警察庁情報通信局情報技術解析課長

一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターとの連携の推進について

一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター(以下「JC3」という。)は、我が国における産学官連携の枠組みとして設立され、平成26年11月に業務を開始し、サイバー空間の脅威に関する情報の集約・分析、サイバー空間の脅威への対処に関する研究開発、サイバー空間の脅威への対処に関するトレーニングプログラムの開発及び提供、サイバー空間の脅威に総合的に対処するための国際連携等の事業を行っている。

警察においては、「日本版NCFTAである一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターとの連携に向けた警察における対応について」(平成27年4月22日付け警察庁丁情対発第122号ほか。以下「旧通達」という。)に基づき、JC3との連携を推進してきたところであるが、深刻化するサイバー空間の脅威に対処するためには、民間事業者等の知見を活用した取組が必要であり、JC3との連携は一層重要となる。

JC3の概要及び事業については下記のとおりであるので、各都道府県警察にあっては、各種警察活動においてJC3との緊密な連携を図られたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 JC3の概要

(1) 名称

一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターと称し、英文では「Japan Cybercrime Control Center」と称する。

英文の略称を「JC3」としている。

(2) 目的

産業界、学術機関、法執行機関等それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処経験を集約・分析した情報を共有することにより、サイバー空間全体を俯瞰した上で、

殿

サイバー犯罪等のサイバー空間の脅威の大本を特定、軽減及び無効化し、以後の事 案発生の防止に資するための活動を行うこと。

2 JC3の事業及び警察におけるJC3との連携

JC3では、前記の目的に資するため、以下の事業を行っている。

各都道府県警察にあっては、これを踏まえ、捜査等で得られた情報も含め、JC3への積極的な情報提供に努めるとともに、JC3が持つ知見を各種警察活動に活用するなど、緊密な連携を図られたい。

(1) サイバー空間の脅威に関する情報の集約・分析

経済的利益を目的とするサイバー犯罪、情報の窃取や業務妨害等を目的とするサイバー攻撃等のサイバー空間の様々な脅威に関する情報を集約するとともに、集約した情報に基づく分析を行っている。

また、分析結果に基づく対策について、不特定多数が被害の対象となるおそれがある場合には、ホームページ等で注意喚起を行っている。

- (2) サイバー空間の脅威への対処に関する研究開発 サイバー空間の脅威に関する技術的な研究分析を行うとともに、同脅威への対処に 資するツール等の開発を行っている。
- (3) サイバー空間の脅威への対処に関するトレーニングプログラムの開発及び提供 サイバー犯罪及びサイバー攻撃に対応する人材に求められる技能を取得・向上させ るためのトレーニングプログラムを開発し、捜査機関等に向けて提供している。
- (4) サイバー空間の脅威に総合的に対処するための国際連携 米国NCFTA (National Cyber-Forensics & Training Alliance) や英国CDA (Cyber Defence Alliance) 等の海外関係機関との間で、定期的な情報共有を実施す るなど各種連携を図っている。
- 3 留意事項
- (1) 相互の連絡調整

警察とJC3との連絡調整は、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課及び警察庁警備局警備企画課が行うので、事件捜査、被害防止対策、教養訓練その他の活動に関してJC3の活用等を図る場合には、両課のうち、内容に応じて適当と考えられる所属を通じて行われたい。

(2) 適切な情報管理

警察とJC3との情報共有は、秘密保持契約等に基づいて行われるものであり、原則として第三者への開示等は禁止されていることから、JC3から提供された情報その他のJC3に関する情報については、適切な管理を徹底されたい。